

大阪府社会福祉事業団職員互助会  
グループ旅行に対する補助制度実施要綱

(平成24年4月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府社会福祉事業団職員互助会（以下「互助会」という。）会則第5条並びに互助会運営規則第2条に規定する会員の福利増進のための事業として、グループ旅行に対する補助事業（以下「グループ旅行」という。）についてその取扱いを定め、会員の交流およびリフレッシュを図ることを目的とする。

(グループ旅行の定義)

第2条 グループ旅行とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業所及び事業所の親睦会が主催して実施するもの以外の宿泊を伴う旅行（以下「宿泊旅行」という。）
- (2) 事業所及び事業所の親睦会が主催して実施するもの以外の旅行会社が主催する、宿泊が伴わない旅行（以下「日帰り旅行」という。）

(補助対象)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、事業所の親睦会が主催して実施する旅行を除く。

- (1) グループ旅行申請時およびグループ旅行実施時に互助会の会員の資格を有しているもの
- (2) その他会長が特に必要と認めたもの

2 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 補助対象は、前項の期間にグループ旅行を実施するグループで、前項期間中に14グループを上限として会長が承認したものとする。

4 補助対象となる費用は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 宿泊のための費用（施設内での遊技場等の使用料含む）
- (2) 旅行中の交通費
- (3) 旅行中の食事代
- (4) 旅行中の観光施設等への入場料
- (5) その他会長が特に認めたもの

5 前項において、次のものは対象とならない。

- (1) 土産代
- (2) 日用品等の消耗品代
- (3) 被服費
- (4) その他旅行に必要ないと会長が認めたもの

(補助内容)

第4条 補助は、会員が4名以上参加するグループ旅行に会員が参加した場合、1人あたり、宿泊旅行の時は1万円、日帰り旅行の時は5千円を上限として、グループ旅行計画書（様式第1）に記載され、承認を得て参加した会員個人に対して行う。

2 前項に規定する補助は、グループ旅行に参加した会員の第3条第4項に定める補助対象と

なる費用に対して行うものとし、当該グループ旅行に参加した家族等の代金に対しての補助は行わない。

(補助の申請並びに制限)

第 5 条 補助の申請は、グループ旅行の代表者である会員が、参加する会員の勤務への影響を最大限考慮した上で、グループ旅行計画書(様式第 1)に旅行内容がわかる資料を添付し、所属する施設の長(以下「施設長」という。)を経由して会長に旅行開始予定日の 2 週間前までに提出しなければならない。

2 申請は、第 3 条第 2 項に定める期間の前年度 2 月 1 日から随時行うことができる。但し、直近の第 3 条第 2 項に定める期間において、会員一人あたり 1 回までの事由発生に限る。

3 申請とは、互助会事務局が申請書を受け付けるまでをいう。

4 施設長は、申請のあったグループ旅行が業務に支障を及ぼすと認めた場合は、実施時期、実施期間、参加人数及び旅行先の変更等の制限を行うことができる。

(承認)

第 6 条 次の内容を考慮し、申請のあったものから、その都度互助会事務局にて審査する。

(1) 多くの会員が補助または助成を受けられること

(2) グループ旅行計画が、第 1 条の目的に沿ったものであること

(3) 当該制度において過去に遡って不正の事実がないこと

(4) その他会長が考慮すべきとみとめること

2 承認については、前項の審査をもとに会長が決定し、決定後 1 か月以内に通知(様式第 2)する。

3 承認後、グループ旅行に対する補助審査結果通知(様式第 2)に記載されている有効期間にグループ旅行を実施しなかったときは、当該権利は消滅する。

(補助金の請求及び交付)

第 7 条 補助金の請求は、グループ旅行実施後の翌月より 3 か月以内にグループ旅行の代表者である会員が、グループ旅行補助金申請書(様式第 3)に、次の各号に掲げる書類を添付して、施設長を経由して会長に提出しなければならない。

(1) 第 3 条第 4 項に定める補助対象となる費用の領収証(原本)ただし、旅行代金を金融機関から振込んだ場合はその控え(原本)

(2) 写真等旅行を実施したことが証明出来る資料

2 補助金の請求は、代表者である会員がしなければならない。

3 グループ旅行終了日の翌月から起算して 3 月以内に補助金の請求を行わないときは、当該権利は消滅する。なお、請求とは前項に規定する書類が、施設長を通じて互助会事務局が受け付けることをいう。ただし、特別な理由があり、会長が認めた場合はこの限りでない。

4 補助金は、参加会員ごとに給与支給日に交付する。

(補助の制限)

第 8 条 会長は、補助の申請、交付並びに報告に関して不正や虚偽の事実があったことが判明したときは、その補助を取消し、会員に補助額の一部または全部を一時に返済させることができる。

(権利の譲渡禁止等)

第 9 条 会員は、グループ旅行に対する補助の権利を他に譲渡し、又は担保に供することはできない。

2 この制度を利用しなかった会員に対する補助の代替措置は講じない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めがない事項については、会長が別に定めることができる。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年度に限り、第 3 条第 2 項に定める補助対象の期間を平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日とし、第 5 条第 2 項に定める申請の期間を、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日とする。

3 平成 24 年度に限り、第 6 条第 2 項に定める承認は、平成 24 年 6 月 30 日までに行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 26 年度に限り、第 3 条第 2 項に定める補助対象の期間を平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日とし、第 5 条第 2 項に定める申請の期間を、第 1 回目の申請期間(4 月 1 日～5 月 31 日)、第 2 回目の申請期間(7 月 1 日～8 月 31 日)とする。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

グループ旅行の手順（第5条及び第6条及び第7条関係）

	手順等事務手続き内容	
	実施者	手順
グループ旅行申請	1 会員 (施設)	<p>①グループ旅行を行おうとする場合、第3条第2項に定める期間の前年度2月1日以降、旅行開始予定日の2週間前までに、「グループ旅行計画書(様式第1)」を代表者の所属する施設長に提出する。(施設長は、旅行の可否を決定した上で、「グループ旅行計画書」の写しを代表者に返却する。)</p> <p>(1)「グループ旅行計画書(様式第1)」</p> <p>(2)「旅行内容がわかる資料」(パンフレット等の該当部分の写し等。互助会の確認資料となる。)</p> <p>②施設長は承認の上、書類を互助会事務局に提出する。</p>
審査および承認	2 互助会事務局	<p>①申請のあったものから、その都度互助会事務局にて審査する。</p> <p>②結果決定後、1か月以内に代表者に結果を通知する。</p>
旅行の手配	3 代表者 会員	<p>旅行の手配は、会員が行う。</p> <p>旅行は、グループ旅行に対する補助審査結果通知(様式第2)に記載される、有効期間中に実施する。</p> <p>※有効期間にグループ旅行を実施できないときは、その権利は消滅する。</p>
補助金請求	4 代表者	<p>補助金の請求は、当該グループ旅行の代表者が次の書類を互助会会長(互助会事務局)に提出することにより行う。</p> <p>①グループ旅行補助金請求書(様式第3)</p> <p>②旅行代金に対する領収証の原本</p> <p>ただし、旅行代金を金融機関から振込んだ場合はその控え</p> <p>③写真等旅行を実施したことが証明出来る資料</p> <p>※補助請求期間は、旅行が終了した日の翌月から起算して3月以内とする。当該期間内に請求がないときは、その権利は消滅する。</p>
交付	5 互助会事務局	<p>給与支給日に補助金の交付を行う。ただし1万円を上限とし、補助額については全額課税対象となる。</p>



## グループ旅行に対する補助審査結果通知

年 月 日

施設名  
職員番号  
氏名

様

大阪府社会福祉事業団職員互助会  
会長 行松 英明

貴殿か 年 月 日付けで申請のあったグループ旅行に対する補助は、  
審査の結果、下記の通りとなりましたので通知します。

### 記

- 1 応募多数により、今回は残念ながら見送らせていただくこととなりました。
- 2 交付が決定いたしましたので、下記の有効期間内にグループ旅行を実施し、実施後3月以内に補助金の請求をしてください。

有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

備考 (1) 承認されたグループ旅行の予定を変更する場合や中止する場合は、速やかに会長に報告して、指示を受けること。  
(2) 大阪府社会福祉事業団職員互助会グループ旅行に対する補助事業実施要綱を遵守すること。

様式第3 (第7条関係)

施設長印		

グループ旅行補助金請求書

請 求 金 額		円	
会員分の 旅行代金 (全員分)	円	補 助 上限額	(参加会員1人当たり) 宿泊：10,000円 日帰：5,000円
			差 引 請求額 (一人当 り)
			円 (会員1人あたり上限額を 超える場合はその上限額)
旅行期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間・日帰り) ※該当する方に日数か丸印を記載		
旅行先			
参加者	施設名	職員番号	職・氏名
	①		・
	②		・
	③		・
	④		・
	⑤		・
	⑥		・
	⑦		・
	⑧		・
	⑨		・
	⑩		・
上記について、書類を添えて請求します。			
年 月 日		施 設 名 職 員 番 号 会 員 氏 名	印
大阪府社会福祉事業団職員互助会 会長様			

互助会受付年月日	年 月 日	担当者	担当者	審査		会長
支給年月日	年 月 日					
支給額	円					